

別記様式第4号（第6条関係）

年　　月　　日

興部町妊婦のための支援給付支給不決定通知書

様

興部町長

年　　月　　日付けで申請のあった標記給付金について、興部町妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付事業実施要綱第6条に基づき、下記の理由により不給付とすることを決定しましたので、通知します。

1. 不給付の理由

2. 教示

- (1)この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に興部町長に対して審査請求をすることができます。
- (2)この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日から起算して6月以内に興部町を被告として(訴訟において興部町を代表する者は興部町長になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- (3)ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

担当・お問合せ先

興部町福祉保健総合センター「きらり」内

子育て世代包括支援センター

電話番号 0158-82-4170